

平成30年度 朝日町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

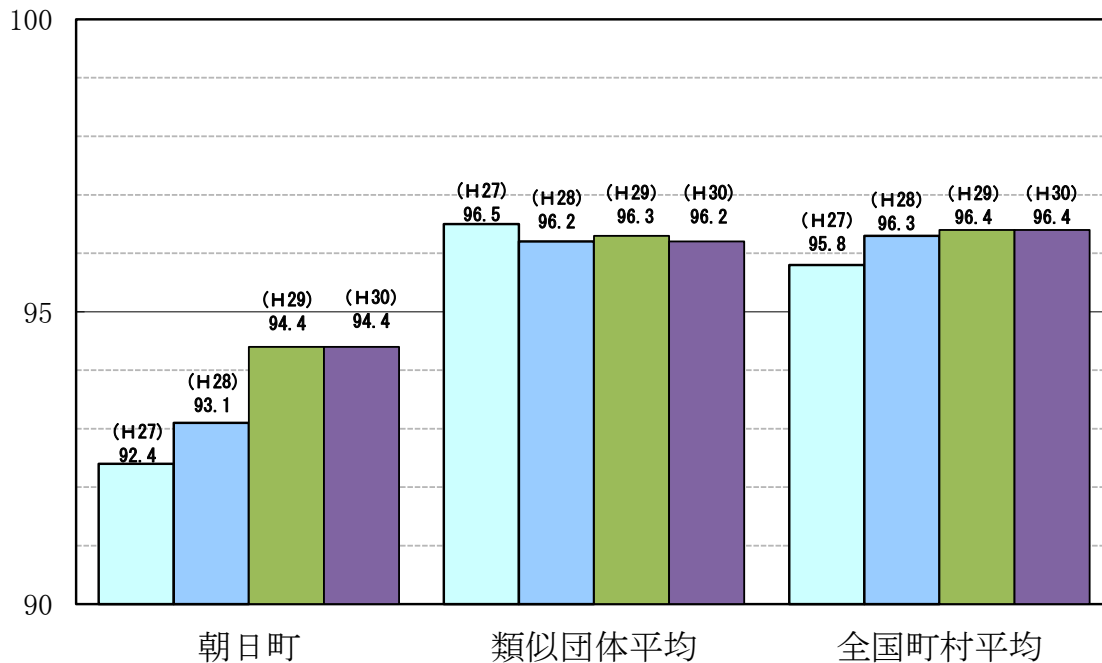
区分	住民基本台帳人口 (H30.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 12,278	千円 10,046,851	千円 406,774	千円 1,293,732	% 12.9	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 162	千円 580,023	千円 70,156	千円 208,856	千円 859,035	千円 5,303	千円 5,509

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
朝日町	41.2 歳	298,522 円	354,940 円	316,614 円
富山県	43.9 歳	331,053 円	406,491 円	360,514 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.2 歳	302,156 円	350,816 円	325,145 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
朝日町	51.5 歳	14 人	257,121 円	269,541 円	259,112 円
うち学校給食員	50.8 歳	6 人	245,583 円	251,017 円	248,100 円
うち自動車運転手	55.2 歳	2 人	334,850 円	396,150 円	341,400 円
その他の技能労務職	51.1 歳	6 人	242,750 円	253,267 円	250,100 円
富山県	58.5 歳	27 人	295,648 円	322,943 円	303,563 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円
類似団体	51.3 歳	6 人	284,619 円	302,144 円	292,594 円

民間			参考	区分	参考		
区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B		年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
—	—	—	—	朝日町	—	—	—
調理士	45.3 歳	238,500 円	1.05	うち学校給食員	3,978,604 円	3,278,800 円	1.21
自家用乗用 自動車運転者	64.5 歳	182,300 円	2.17	うち自動車運転手	6,306,000 円	2,355,700 円	2.68

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している
(平成27～29年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		朝 日 町	富 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

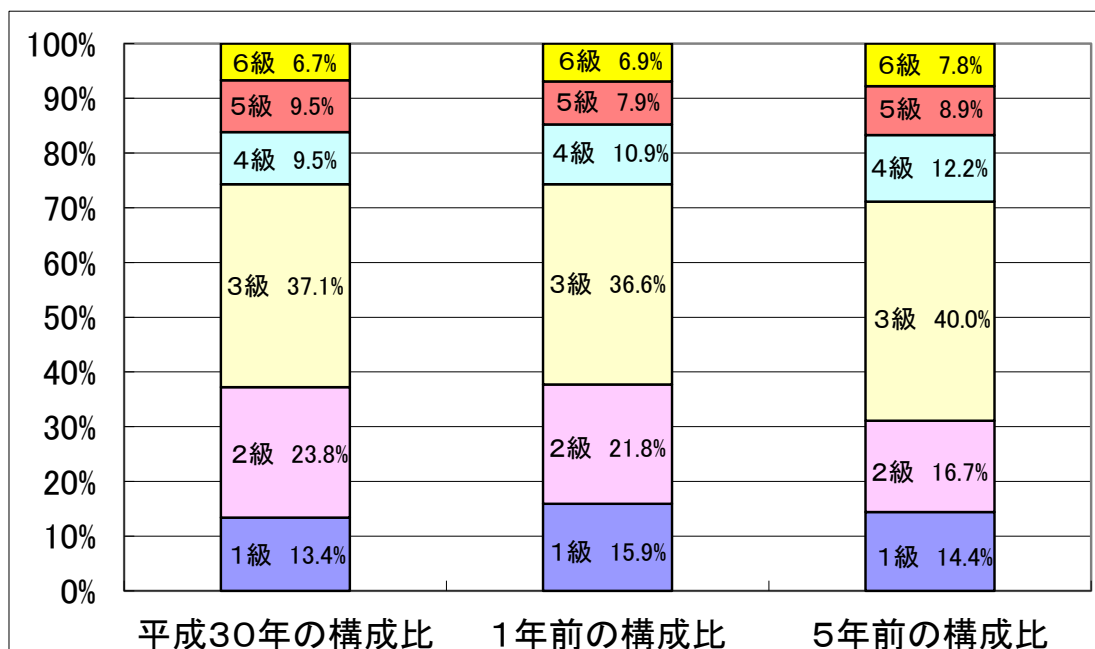
区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	265,138 円	311,855 円	344,354 円
	高 校 卒	— 円	250,700 円	317,100 円
技能労務職	高 校 卒	206,800 円	228,200 円	252,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	14 人	13.4 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主事	25 人	23.8 %	192,700 円	303,800 円
3 級	係長、主査、主任	39 人	37.1 %	228,900 円	349,600 円
4 級	課長代理	10 人	9.5 %	262,000 円	380,600 円
5 級	課長、主幹	10 人	9.5 %	288,000 円	392,600 円
6 級	課長	7 人	6.7 %	318,500 円	409,800 円

- (注) 1 朝日町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況（公営企業職員を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

朝日町	富山県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,258 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,667 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

朝日町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	13,996 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		98 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		2,982 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		18.3 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特殊勤務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	47 千円	訪問徴収業務 日額300円 滞納処分業務 日額500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	職員	伝染病防疫作業	0 千円	日額750円
精神衛生業務従事職員の特殊勤務手当	精神衛生業務に従事する職員	精神障害者の診察、鑑定の立会い、保護収容または訪問指導の業務	0 千円	日額500円
行旅病人、行旅死亡人取扱作業従事職員の特殊勤務手当	職員	行旅病人、行旅死亡人の取扱	0 千円	行旅病人 日額750円 行旅死亡人 日額1,000円
自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	自動車運転業務に従事する職員	特殊自動車の運転業務	18 千円	日額400円
用地交渉業務従事職員の特殊勤務手当	町長が定める公署に勤務する職員	用地の取得及び物件の移転のために直接その交渉に従事	14 千円	日額800円
獣類死骸処理業務従事職員の特殊勤務手当	職員	獣類の死骸処理業務	19 千円	日額400円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	38,855 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	263 千円
支給実績(28年度決算)	40,497 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	272 千円

(5) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)配偶者以外 ①子 10,000円 ②父母等 6,500円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ	—	9,665 千円	14,382 円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)÷2 (最高限度額 27,000円)	同じ	—	4,956 千円	16,519 円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2)自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	同じ	—	5,903 千円	4,241 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ	—	9,516 千円	46,649 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 4,200円	同じ	—	4,175 千円	2,624 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	810,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	670,000 円	846,000 円/	520,000 円
報酬	議 長	354,000 円	354,000 円/	247,000 円
	副 議 長	306,000 円	306,000 円/	193,000 円
	議 員	288,000 円	288,000 円/	175,000 円
期末手当	町 長	(29年度支給割合)		
	副 町 長	3.30	月分	
	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長	3.30	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	810,000円×在職月数×500/100÷12	1620万円	任期毎
	備 考	670,000円×在職月数×280/100÷12	750.4万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

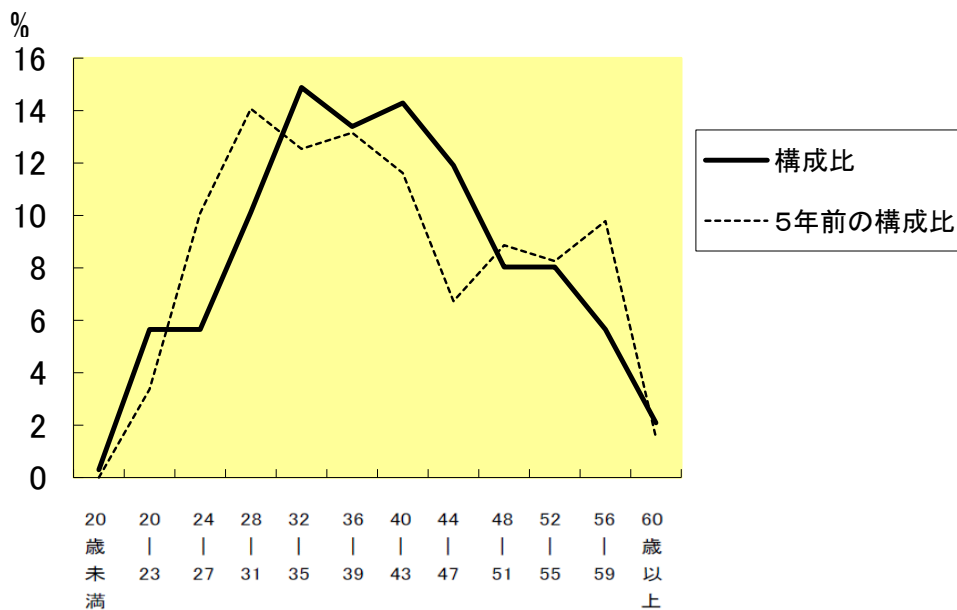
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	2	2		
	総務・税務	44	43	△ 1	事務事業の見直し
	民生・衛生	77	74	△ 3	事務事業の見直し
	農林水産	10	11	1	事務事業の見直し
	商工	6	6		
	土木	7	8	1	事務事業の見直し
	計	146	144	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.27人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 84.72人)
教育部門	16	16		事務事業の見直し	
小 計	162	160		<参考> 人口1万人当たり職員数 130.30人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.53人)	
公営企業会計部門	病院	151	156	5	専門職員の増
	国民健康保険	4	4		
	簡易水道	2	2		
	下水道	3	3		
	その他(介護等)	10	11	1	専門職員の増
	小 計	170	176	6	
合 計	332	336	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 273.66人	
		[406]	[406]	[]	

(注) 1 職員数は、教育長、臨時又は嘱託職員を除く一般正職員である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	19人	19人	34人	50人	45人	48人	40人	27人	27人	19人	7人	336人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増加率 (率)
一般行政	154	154	156	155	158	157	3 (1.9%)
教 育	22	21	20	18	16	16	△ 6 (▲ 27.3%)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (-)
普通会計計	176	175	176	173	174	173	△ 3 (▲ 1.7%)
公営企業等会計	159	158	160	156	162	167	8 (5.0%)
総合計	335	333	336	329	336	340	5 (1.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 職員の採用の状況 (平成29年度)

22名採用

(5) 職員の退職の状況 (平成29年度)

11名退職

7 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	8:30 ~ 17:15
休憩時間	12:00 ~ 13:00

(注) 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(保育所、病院等)は上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則等や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇(休業)期間等	平成29年の取得状況
年次休暇	20日(1年あたり)	平均 6.5 日
夏季休暇	5日以内(〃)	平均 4.0 日
ボランティア休暇	5日以内(〃)	取得者 - 人
子の看護休暇	子1人の場合5日、子2人以上の場合10日(〃)	取得者 17 人
短期介護休暇	要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合10日(〃)	取得者 1 人
病気休暇	90日以内	取得者 30 人
介護休暇	6月以内	取得者 - 人
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 21 人

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成29年度）

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
		5		5

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
	2			2

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

9 職員の研修の状況

区分	研修名	平成29年度
		受講者数(延べ人数)
町が実施する研修	新任職員実務・施設視察研修	26人
	越中とやまふるさとチャレンジ	6人
	朝日岳登山観光資源学習	5人
	民間業務体験研修(介護)	3人
	通信教育研修	14人
	接遇研修	320人
	観光資源学習研修	16人
	自治体人事交流研修(北海道東川町)	11人
	自治体人事交流研修(長野県白馬村)	2人
	小 計	403人
縣市町村職員研修機構	新任職員研修(前期)	13人
	新任職員研修(後期)	14人
	コミュニケーション研修	2人
	企画書のつくり方研修	1人
	タイムマネジメント研修	3人
	中堅職員基礎課程研修	2人
	中堅職員継続課程研修	4人
	新任係長研修	3人
	現任係長研修	2人
	課長代理研修	8人
	新任主幹研修	3人
	新任所属長研修	2人
	人事担当者研修	2人
	公会計制度研修	2人
	クレーム対応研修	1人
	マーケティング研修	1人
	情報分析力向上研修	1人
チーム力向上研修	1人	
小 計	65人	
市町村職員中央研修所等	法務実務A	1人
	建築工事のポイント	1人
	自治体の広報	1人
	公共工事契約実務	1人
	診療材料購入管理研修会	1人
	自治体の財源確保策	1人
	自治体の内部統制と監査機能	1人
	攻めの農林水産業の展開	1人
	廃棄物処理対策と3Rの推進	1人
	行政と教育の連携による地域づくり	1人
小 計	10人	
合 計	478人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

名 称	事業概要・対象者	内 容	29年度実績等
定期健康診断	全職員	定期健康診断（全職員） 生活習慣病検診 （40歳以上全職員及び39歳以下希望者）	256名
福利厚生事業	冠婚葬祭に係る給付 及び文化レクリエーシ ョン等の福利厚生事業	職員サークル活動助成（1団体） インフルエンザ予防接種助成	決算額 317千円 64千円

職員の勤務能率の向上や健康管理などを目的として厚生事業を実施している。

(2) 共済制度

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行なうもの
 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行なうもの
 福祉事業・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを
 行なうもの

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村共済組合が事業を実施している。

8 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	2,922,520	△ 40,503	1,218,122	41.7	42.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	151	535,801	188,305	197,656	921,762	6,104	6,890

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
一般行政職	39.3 歳	287,700 円	440,097 円
医 師 職	51.9 歳	530,300 円	1,496,641 円
医療技術職	37.0 歳	279,138 円	418,549 円
看 護 職	40.7 歳	296,192 円	499,129 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業		一 般 行 政 職	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,318 千円		1,258 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

病 院 事 業			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,686 千円		1人当たり平均支給額	13,996 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		55,483 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		499,843 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		74.0 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特種勤務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	5 千円	訪問徴収業務 日額300円 滞納処分業務 日額500円
医療業務等従事職員の特種勤務手当	医療職給料表の適用を受ける職員のうち町長の指定する職員で、医療及び公衆衛生業務に従事した職員	医療及び公衆衛生業務	27,586 千円	勤務1月につき300,000円を超えない範囲内において町長が定める
放射線取扱作業従事職員の特種勤務手当	診療エックス線技師又はエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	421 千円	日額230円
結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特種勤務手当	病院の結核病棟又は伝染病棟に勤務する看護師又は看護補助職員	患者の看護業務	58 千円	日額230円
夜間看護業務等従事職員の特種勤務手当	助産師、看護師若しくは准看護師又は町長がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	27,295 千円	勤務時間が深夜の全部を含む勤務 1回 9,500円 深夜勤務時間4時間以上 1回 5,300円 深夜勤務時間2時間以上4時間未満 1回 4,800円 深夜勤務時間2時間未満 1回 2,500円
危険検体検査業務従事職員の特種勤務手当	衛生検査技師	ふん便またはかくたんを被検物とする試験検査業務	118 千円	日額230円
自動車運転業務従事職員の特種勤務手当	職員	特殊自動車運転業務	- 千円	日額400円

エ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	28,505 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	228 千円
支給実績(28年度決算)	18,870 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	173 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
初任給調整手当	医師、薬剤師、看護師で新たに採用された職員には、資格免許取得の経過期間に応じて支給する。 (1) 医師 月額414,300円 (2) 薬剤師 月額 30,000円 (3) 看護師 月額 20,000円	—	—	45,090 千円	1,669,991 円
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 配偶者以外 ①子 10,000円 ②父母等 6,500円 ③満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同じ	—	8,984 千円	224,589 円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)÷2 (最高限度額 27,000円)	同じ	—	4,515 千円	282,167 円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	同じ	—	7,163 千円	72,355 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ	—	12,795 千円	581,588 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	8,177 千円	138,597 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 医師 20,000円 看護師等 7,200円	同じ	—	26,483 千円	362,782 円

等級及び職制上の段階ごとの職員数

行(一)

等級	等級別基準表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	23	12.8	主事 保育士 司書	15 6 2	119	66.1	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う者の職務	57	31.7	主事 保育士 介護福祉士 社会福祉士 学芸員 介護支援専門員	27 17 8 3 1 1			
3級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 主任の職務 4 保育所の所長代理、主任の職務	63	35.0	主査 主任 主任保育士 主任介護支援専門員 所長代理 係長	9 15 14 1 5 19			
4級	1 本庁の課長代理及び局長代理の職務 2 病院の部長代理及び課長の職務 3 保育所の所長の職務 4 出先機関の館長代理及び所長代理の職務 5 困難な業務を処理する係長の職務	17	9.4	課長代理 局長代理 部長代理 所長 所長代理	11 1 1 3 1	17	9.4	課長代理級
5級	1 本庁の参事、課長及び局長の職務 2 病院の部長及び次長の職務 3 出先機関の館長及び所長の職務 4 主幹の職務	13	7.2	課長 部長 次長 主幹	5 1 1 6	20	11.1	課長級
6級	重要な業務を所掌する参事、課長、局長、病院の部長及び次長、出先機関の館長及び所長	7	3.9	参事 課長 局長	2 4 1			
合計		180	100					